



ルールを守って安全運転!

自転車の正しい通行位置を知っていますか?

歩道がない場合



自転車は車両です。車道の左側を通行するのが原則です。

※路側帯も通行できますが、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



歩道がある場合

自転車道がある場合



自転車道を通行しなければなりません。



歩道の通行が可能です。歩道では、歩行者優先で車道寄りを徐行しなければなりません。

※歩道では双方方向の通行が可能ですが、安全性向上のため自動車と同じ方向に通行しましょう。

歩道にの標識がある場合

自転車の歩道通行には制約があります

歩道と車道の区別がある道路では自転車は車道の左側を通行しなければなりません。ただし、次の場合は歩道の車道寄りを通行することができます。



歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合

運転者が幼児・児童(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、車道通行に支障がある身体障害者の場合

安全のために、歩道を通行することがやむを得ない場合

自転車に関わる主な違反とその罰則[※]

3ヶ月以下の懲役・5万円以下の罰金



信号無視



一時不停止



右側通行

5万円以下の罰金



夜間の無灯火



傘さし運転



イヤホン・ヘッドフォン



携帯電話

2万円以下の罰金・科料



二人乗り



並進走行

※道路交通法・施行令・施行規則・愛知県公安委員会規則より

交差点の正しい通行方法を知っていますか？

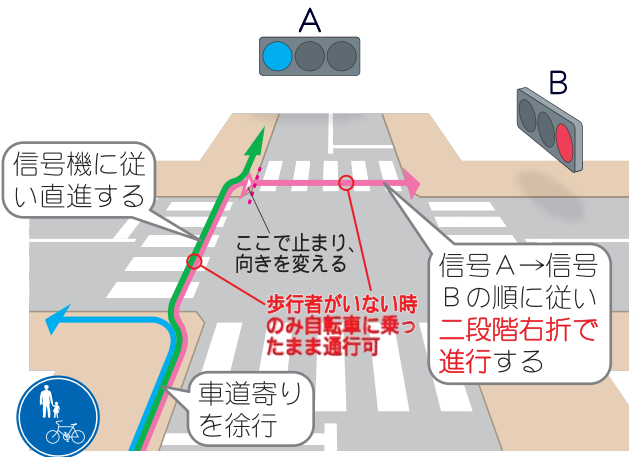
歩道を通行する場合

車道を通行する場合

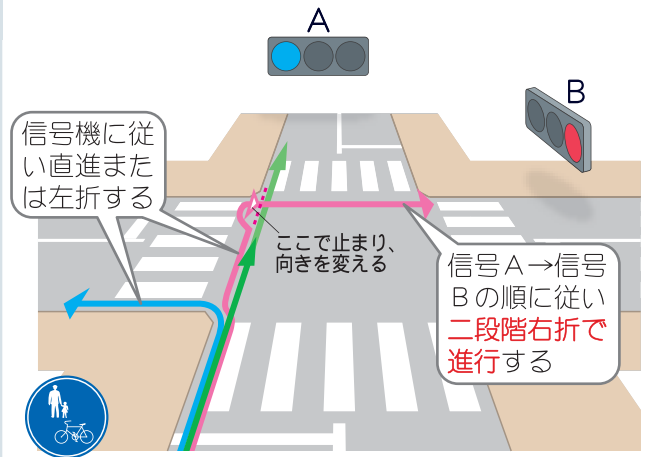
1

車両用信号機だけの交差点

●車両用信号機に従う



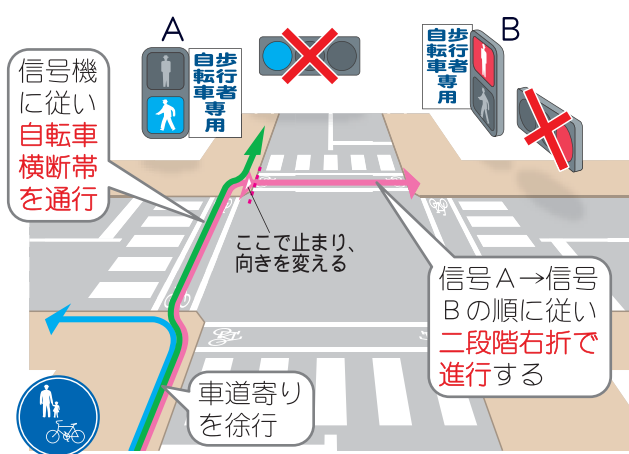
●車両用信号機に従う



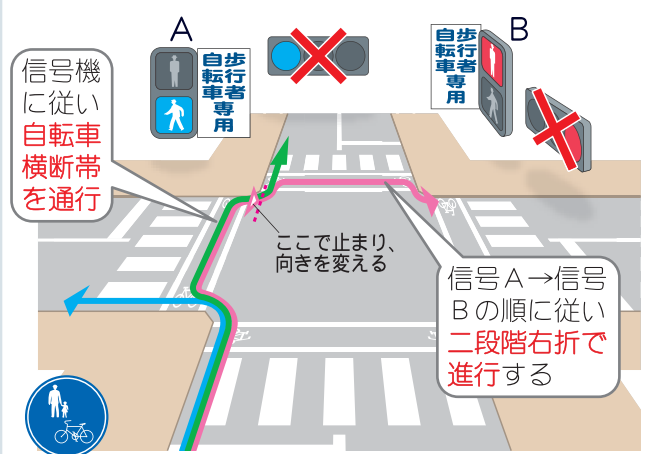
2

歩行者・自転車専用信号機、自転車横断帯がある交差点

●歩行者・自転車専用信号機に従う



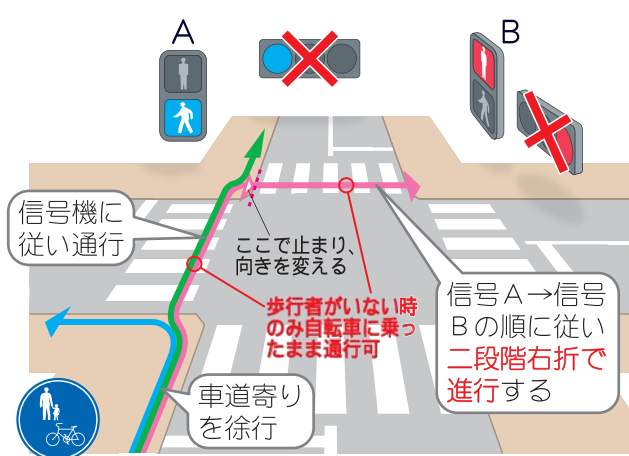
●歩行者・自転車専用信号機に従う



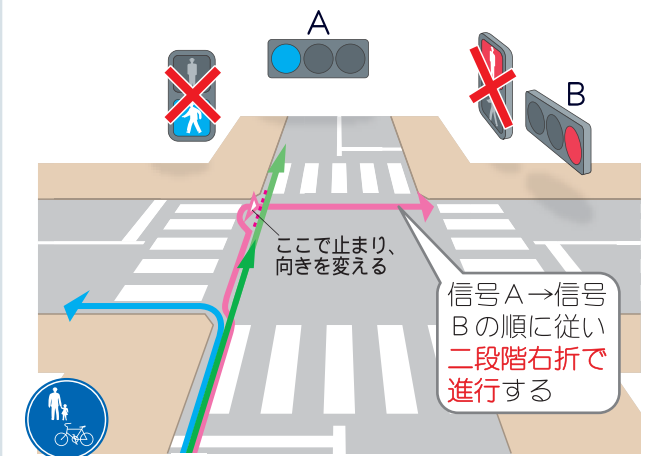
3

歩行者用信号機、車両用信号機がある交差点

●歩行者用信号機に従う



●車両用信号機に従う



4

歩車分離信号機がある交差点

①～③と同様に通行してください。

